医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則の一部を改正する命令

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則（平成三十年内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（心身の故障により匿名加工医療情報作成事業を適正に行うことができない者） **第四条の二**　法第八条第三項第一号ハ⑴の主務省令で定めるものは、精神の機能の障害により匿名加工医療情報作成事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	［条を加える。］
（準用） **第二十六条**　第三条から第四条の二まで、第六条（第五号ハ及びニを除く。）及び第七条の規定は法第二十八条の認定について、第八条から第十一条まで、第十二条第一項第三号、第二項及び第三項、第十三条、第十八条、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十四条並びに第二十五条の規定は認定医療情報等取扱受託事業者について、第十四条の規定は認定医療情報等取扱受託事業者に係る認定の取消しについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	（準用） **第二十六条**　第三条、第四条、第六条（第五号ハ及びニを除く。）、第七条の規定は法第二十八条の認定について、第八条から第十一条まで、第十二条第一項第三号、第二項及び第三項、第十三条、第十八条、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十四条並びに第二十五条の規定は認定医療情報等取扱受託事業者について、第十四条の規定は認定医療情報等取扱受託事業者に係る認定の取消しについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］		
第四条及び第四条の二	匿名加工医療情報作成事業	法第二十八条に規定する事業
［略］		

［同上］		
第四条	匿名加工医療情報作成事業	法第二十八条に規定する事業
［同上］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。

省令

○厚生労働省令第四十二号

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十六号）の一部の施行に伴い、並びに障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第三十八条第六項、第四十条第二項、第四十三条第九項、第四十八条第四項及び第九項、第七十八条第一項、第七十九条第一項、第八十一条第二項、第八十一条の二並びに第八十四条の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月五日

厚生労働大臣　根本　匠

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　（略）	第一章　（略）
第二章　職業リハビリテーションの推進	第二章　職業リハビリテーションの推進
第一節・第二節　（略）	第一節・第二節　（略）
第三節　障害者就業・生活支援センター（第四条の六―第四条の十一）	第三節　障害者就業・生活支援センター（第四条の六―第四条の十三）